

男女共同参画市民企画支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、松戸市男女共同参画センター条例第1条の目的に資するため、男女共同参画市民企画支援事業（以下「市民企画支援事業」という。）を実施する者に対し、当該事業に係る経費について、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(交付対象者および対象事業)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、松戸市男女共同参画推進団体登録制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する松戸市男女共同参画推進団体（以下「団体」という。）および公募による一般団体とする。

2 対象事業は、松戸市男女共同参画センター条例第1条の目的を実現するために実施する事業であり、次の各号に掲げる分野のいずれかに該当する事業とする。

- (1) あらゆる分野における女性の活躍 〔男女の働き方〕〔社会参画〕等
- (2) 安全・安心な暮らしの実現 〔女性の健康〕〔男女の人権尊重〕〔性別役割分担〕等
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 〔防災〕〔育児・介護〕等

(対象事業の公募)

第3条 市は、対象事業を公募し、審査により決定する。

2 ゆうまつどフェスタ実施期間内に当該事業を実施する場合、実行委員会に加入し、ゆうまつどフェスタ実施要綱第8条により、会議に出席しなければならない。

(対象経費および補助金の範囲)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、市民企画支援事業に要する経費のうち、市長が必要と認めるものの100分の90以内とする。

2 対象経費は、次の各号に掲げる費目とする。

- (1) 講師謝礼
- (2) 消耗品費・通信費・使用料
- (3) 子どもの預かりに係る保育者謝礼

3 補助金の額は、次の表に掲げる要件を満たし、かつ、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

講師謝礼 ア 大学教授、又はこれに相当する有識者	16,000円
講師謝礼 イ 大学准教授、又はこれに相当する有識者	14,000円
講師謝礼 ウ 大学助教、講師、又はこれに相当する有識者	8,000円
消耗品費・通信費・使用料	5,000円以下
子どもの預かりに係る保育者謝礼	市長が定めた額

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、男女共同参画市民企画支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民企画支援事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 市民企画支援事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、男女共同参画市民企画支援事業補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、市長が指定する期日までに男女共同参画市民企画支援事業補助金実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施内容報告書
- (2) 対象経費の支払を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第9条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、男女共同参画市民企画支援事業補助金額確定通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、男女共同参画市民企画支援事業補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。